

財政健全化法に基づく健全化判比率等(確定値)について

平成20年11月28日
総務部自治振興課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づき、今年度から健全化判断比率及び資金不足比率の算定・公表が義務付けられているところですが、同法第3条第3項及び第22条第3項に基づき、京都市を除く府内14市11町村及び公営企業会計を有する一部事務組合から、平成19年度決算に基づく各比率の報告がありましたので、同法第3条第4項及び第22条第3項の規定に基づき、その概要を公表します。

なお、今回公表する各比率の確定値については、平成20年9月22日付けで公表した各比率の暫定値から異動ありません。

記

健全化判断比率等の概要(市町村別一覧:別紙)

区 分	法に規定する基準		左記の基準を超過する団体
	早期健全化	財政再生	
実質赤字比率	11.67% ? 15.00%	20.00%	該当なし
連結実質赤字比率	16.67% ? 20.00%	40.00%	該当なし
実質公債費比率	25.0%	35.0%	該当なし
将来負担比率	350.0%		該当なし
資金不足比率 (公営企業)	20.0%		4団体(6公営企業) 〔 福知山市(市場事業) 3,132.8% 福知山市(地域開発事業:駅周辺) 100.0% 福知山市(地域開発事業:駅南) 53.8% 舞鶴市(病院事業) 314.9% 京丹後市(病院事業) 23.3% 与謝野町(地域開発事業) 22.3% 〕